

改正案	現行
<p>（振興拠点地域基本構想の作成）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削除）</p> <p>二～五（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 第一項に規定する開発整備の方針に関する事項</p> <p>二 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項</p> <p>4・5（略）</p> <p>（振興拠点地域基本構想の同意）</p> <p>第八条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る振興拠点地域基本構想が同条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各</p>	<p>（振興拠点地域基本構想の作成）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項に規定する開発整備の方針に関する事項</p> <p>三～六（略）</p> <p>七 環境の保全、地価の安定その他前項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項</p> <p>（新設）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（振興拠点地域基本構想の同意）</p> <p>第八条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る振興拠点地域基本構想が同条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各</p>

号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(振興拠点地域基本構想の変更)

第十条 (略)

2 第七条第五項及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。

(業務核都市基本構想の作成)

第二十三条 (略)

2 業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

(削除)

二〇五 (略)

(削除)

3 前項各号に掲げるもののほか、業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

二 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配

号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興拠点地域基本構想の変更)

第十条 (略)

2 第七条第四項及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。

(業務核都市基本構想の作成)

第二十三条 (略)

2 業務核都市基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

三〇六 (略)

七 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配慮すべき事項

(新設)

慮すべき事項

4| (略)

(業務核都市基本構想の同意)

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る業務核都市基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、業務核都市基本方針に適合すること。

三・四 (略)

2 (略)

3 都県は、業務核都市基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(業務核都市基本構想の変更)

第二十五条 (略)

2 第二十三条第四項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(主務大臣)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 振興拠点地域基本構想の協議に関する事項及び同意を得た振興拠点地域基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、国土交通

3| (略)

(業務核都市基本構想の同意)

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る業務核都市基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 前条第二項第二号から第七号までに掲げる事項にあつては、業務核都市基本方針に適合すること。

三・四 (略)

2 (略)

3 都県は、業務核都市基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(業務核都市基本構想の変更)

第二十五条 (略)

2 第二十三条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(主務大臣)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 振興拠点地域基本構想の協議に関する事項及び同意を得た振興拠点地域基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、国土交通

大臣、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに当該振興拠点地域基本構想に定める第七条第二項第三号の中核的民間施設ごとに政令で定める大臣

二 (略)

大臣、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣並びに当該振興拠点地域基本構想に定める第七条第二項第四号の中核的民間施設ごとに政令で定める大臣

二 (略)